

家庭法令 1975
離婚判決謄本（抄）

オーストラリア連邦 連邦巡回区及び家庭裁判所にて
以下の間の婚姻において：

及び _____ (夫)

及び _____ (妻)
※氏名ミドルネームの順にご記入ください。

登録官の面前に於いて： 副登録官
傍聴日： _____ 年 月 日
傍聴場所： _____

_____ 年 月 日に執り行われた上記夫妻の婚姻に関し、※氏名ミドルネームの順にご記入ください。

(原告) _____ による
離婚申請は、_____ 年 月 日に傍聴された。

裁判所は以下のことを確認した：

1. 婚姻は証明済みである。
2. 原告（または被告）夫／妻（あるいは両者）は実質的にオーストラリアの居住者または市民であり、離婚申請直前の1年間においても同様であった。
3. 離婚申請の理由：婚姻は修復不可能であることが確認された。

裁判所は判決により以下の事実を申し渡す：

4. 55A(3)項において定義されている婚内子であり、18歳未満の子供：
(※氏名ミドルネームの順、生年月日をご記入ください。)

5. 上記子供の監護、福祉、養育につき、あらゆる状況において適切な処置がとられている。

裁判所判決：

6. 裁判所によってなされた離婚判決は、_____ 年 月 日より効力を生じ、
それにより同日付で婚姻は解消した。

オーストラリア連邦 連邦巡回区及び家庭裁判所 印

登録官 署名

以下省略

翻訳者：
